

三重県地域両立支援推進チーム設置要綱

(目的)

第1条 「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)で示された「治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進」計画(ロードマップ)に基づき、三重県内において「治療と仕事の両立支援」(以下「両立支援」という。)に取り組む関係者によるネットワークを構築し、相互に連携を図ることにより、県内における両立支援に係る機運の醸成及び取組を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 名称は、「三重県地域両立支援推進チーム」(以下「三重県推進チーム」という。)とする。

(構成)

第3条 三重県推進チームは、第1条の設置目的に賛同する別表の参集者で構成する。

(参集)

第4条 三重県推進チームは原則として年1回参集し、専門家会議を行う。なお、次条各号に掲げる事項に関して必要がある場合は、臨時に全員又は一部の構成員を参集することができる。

(議事等)

第5条 専門家会議においては、両立支援に係る次の各号に掲げる事項について意見交換、情報共有又は協議を行う。

- (1) 参集者又は参集者の属する関係機関の取組状況に関する事。
- (2) 関係機関の取組に係る相互の周知協力に関する事。
- (3) 関係機関の相談窓口の内容及び連絡先一覧の作成に関する事。
- (4) 三重県版企業向けパンフレットの作成に関する事。
- (5) 三重県版患者向けパンフレットの作成に関する事。
- (6) 各種両立支援ガイドライン、三重県版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発に関する事。
- (7) 三重産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知に関する事。
- (8) その他、両立支援に係る取組の連携に関する事。

(運営・参集)

第6条

三重県推進チームの運営及び参集は、三重労働局労働基準部長が行う。

(事務局)

第7条

事務局は三重労働局労働基準部健康安全課に置く。

(設置期間)

第8条

推進チームの設置期間は平成29年度から5年間とし、その後の継続については、推進チームで協議し、決定するものとする。

(要綱の改正・改廃)

第9条

本要綱に係る改正・改廃は推進チームで協議して行うものとする。

(付則)

この要綱は平成29年9月21日から施行する。

改正 平成30年1月10日 (参集者の変更)

改正 平成30年2月7日 (参集者の変更)

別表（参集者）

順不同

| 所属団体・機関名 |
|--|
| 三重県経営者協会 |
| 日本労働組合総連合会 三重県連合会 |
| 公益財団法人三重県医師会 |
| 三重県 医療保健部 健康づくり課 |
| 三重県 医療保健部 長寿介護課 |
| 国立大学法人三重大学附属病院 医療福祉支援センター |
| 三重県社会保険労務士会 |
| 公益社団法人日本医療社会福祉協会 国立大学法人三重大学附属病院医療福祉支援センター |
| 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 |
| 特定非営利法人日本キャリア開発協会 |
| 三重産業医会 |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター |
| 国立大学法人三重大学 医学系研究科 |
| 三重労働局 労働基準部 |
| 三重労働局 労働基準部 監督課 |
| 三重労働局 労働基準部 健康安全課 |
| 三重労働局 職業安定部 職業安定課 |
| 三重労働局 雇用環境・均等室 |